

「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る事業者選定委員会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル実施要領』第12条第5項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル実施要領』第12条第1項の規定に基づき、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る事業者選定委員会』（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会)

第3条 事業者の選定は、選定委員会に諮って行う。

- 2 選定委員会は委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、文化観光産業部長とする。ただし、事故等により委員長に職務を遂行できない事情があるときは、文化観光産業部産業振興課長がその職務を代行する。
- 4 委員の構成は以下のとおりとする。
文化観光産業部産業振興課長
新宿区産業コーディネーター
新宿区商店会連合会事務局長
新宿観光振興協会事務局長
計4名
- 5 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、選定委員会を開くことができない。
- 6 選定委員会は、非公開とする。

(委員の任命)

第4条 委員の任命は、本実施要領の施行をもって行う。

(招集)

第5条 選定委員会は、委員長が招集する。

(選定)

第6条 選定は、2段階とする。

- 2 選定委員会は、第1段階評価では企画提案書等をもとに評価し、上位3者程度（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合および見積書の価格が委託契約上限額を超える事業者は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

- 3 第2段階評価はプレゼンテーション及びヒアリングによる審査によるものとする。
- 4 選定委員会は、見積書の価格が委託契約上限額以下の事業者のうち、特別の事情があると文化観光産業部長が認める場合を除き、第1段階評価及び第2段階評価（価格評価を含む）の合計評価点の最高点者を受託候補者として選定する。
- 5 選定委員会は、第2段階選定参加者に対して質疑及び要望事項を通知することで、ヒアリングの際に回答を受けることができる。
- 6 選定委員会における選定の評価基準及び評価方法は、別紙の選定評価基準による。

（庶務等）

第7条 選定委員会の事務局および庶務は、文化観光産業部産業振興課が行う。

（疑義の決定等）

第8条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき、又は、本実施要領に定めのない事項については、委員長が定めるものとする。

附則 本実施要領は、令和元年7月25日から施行する。